

2009年6月18日

総務省 北海道管区行政評価局 旭川行政評価分室 御中

下川自然を考える会会長 千葉 永二
サンルダム建設を考える集い代表 渋谷 静男
名寄サンルダムを考える会代表 竹内 和郎
サンル川を守る会代表 橋本 泰子
ネットワーク旭川地球村代表 山城 えり子
北海道の森と川を語る会代表 小野 有五
大雪と石狩の自然を守る会代表 寺島 一男
旭川・森と川ネット21代表 平田 一三
NPO法人 渚滑川とトラウトを守る会 理事長 扇谷 勝
(社) 北海道自然保護協会会長 佐藤 謙

北海道開発局のサンルダム問題に関する説明責任について-その2-

日頃の国民の立場に立った行政評価業務の推進に敬意を表します。

さて、私たちは、4月1日付けの要望書において、サンルダム建設を推進している北海道開発局（担当は旭川開発建設部）が、私たちの文書質問にはきちんと対応していないこと、北海道開発局が国民に説明責任を果たすために私たちとの話し合いを行う必要があることを述べて、貴分室に、私たちと開発局の話し合いが実現できるよう要望いたしました。

4月23日に北海道開発局に別紙1の要望書を提出して、6月4日付けで別紙2の回答が寄せられました。

私たちは、4月23日付け要望書において、話し合いに応じない根拠を以下のように質しました。「開発局は、合意形成を文書による質問と文書による回答で可能とお考えのようですが、その理由・根拠がまったく理解できませんので、ご説明願います。また、魚類専門家会議は、「具体的に文書で質問をいただいた上で、誤解が生じないように文書で回答したい」と回答されていますが、話し合いでは誤解が生じて、文書では誤解が生じない根拠も同時にお願いします。」

回答では、

魚類専門家会議については、「書面で回答する」というもので、私たちが質した「話し合いでは誤解が生じて、文書では誤解が生じない根拠」について、まったく回答していません。

開発局は、「平成20年5月に名寄市と下川町で説明会を行った。6月5日に名寄市と下川町で説明会を開催する予定」と回答しました。私たちが質した「開発局は、合意形成を文書による質問と文書による回答で可能とお考えのようですが、その理由・根拠がまったく理解できませんので、ご説明願います。」ということについてまったく回答していません。

なお、6月5日の説明会は、開発局が一方的に（私たちには6月4日の17時過ぎにFAX）で知らせたものです。ほんとうに話し合いをするつもりであるならば、「6月5日に話し合いを名寄市と下川町で行うので、質問事項を前もって連絡してください」という趣旨の連絡があるべきと思います。

このように、開発局は、回答内容を不十分なままにして、サンルダム建設は進めていると言わ

ざるを得ません。開発局は納税者たる住民・国民からの具体的根拠ある質問に対し、私たちや住民に誠意ある対応をしていないと判断されます。開発局によって運営されている魚類専門家会議も同様です。これらの経過を見ると、開発局は、私たちと話し合う気持ちはないものと判断されます。

そこで、下記の点について質問を行いますので、可能なものについてご回答いただくよう要望いたします。

記

1. 税金を用いて行う河川整備計画についての疑問について、開発局は住民・自然保護団体と話し合いを拒否することは、行政の説明責任を果たさないことであり、国民として認められないことではないかと私たちは考えています。一方、開発局と魚類専門家会議は、明示はしていませんが、文書で回答しているので説明責任を果たしているという立場をとっていると考えられます。行政評価局の一般的な考え方として、住民等が話し合いを求めている場合に、説明不足の文書回答で説明責任を果たしていると見ることができるのかどうか、お考えをお示しいただきたい。

河川法第 16 条の 2 の 4 には「河川管理者は、前項の既定する場合において、必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と書かれています。旭川開発建設部が私たちの話し合いの要望に応じることは、必要な措置にあたると理解しています。

2. 沙流川に計画されている平取ダム建設については、担当の室蘭開発建設部は、住民等説明会にあたって、私たち自然保護団体も住民等とともに説明会に参加し、事前に連絡した質問にも答えて、質疑応答を行っています。全国のダム問題に取り組んでいる水源開発問題全国連絡会（水源連）に問い合わせたところ、話し合いを拒否しているところもあれば話し合いに応じているところもあるとのことでした。私たちは、説明責任を果たすという行政の責任を考えると、話し合いを拒否するのは許されないことと考えています。このような問題について、行政評価局として、法律を含む何らかの対応が必要とお考えでしょうか、お考えをお聞かせください。

3. 先日お伺いしたときには、「私たちの要望の趣旨は理解できるが、行政管理局は北海道開発局に話し合いを勧める権限を有していないので勧告などはできない。しかし、私たちの要望を旭川開発建設部に伝えることはする。」と伺いました。その点は理解しています。貴分室が旭川開発建設部へお話いただいたことと、それに対する旭川開発建設部の対応について、および北海道開発局の 6 月 4 日付けの回答をご覧になって、コメントをお聞かせいただければありがたいです。

なおご回答は、窓口を務めている北海道自然保護協会（〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 11 丁目、加森ビル 6F、Tel&FAX：011-251-5465）宛に、1ヶ月程度の間文書によっていただけますよう、宜しく願いいたします。